

(平成26年6月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は7万7,000円、同年12月12日は10万8,000円、16年7月6日は19万7,000円、同年12月7日は20万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された総合口座通帳の記載内容により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A社は、「被保険者に支給した賞与であることから、保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、同僚6人から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、それぞれその賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の総合口座通帳から推認

できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 6 月 24 日は 7 万 7,000 円、同年 12 月 12 日は 10 万 8,000 円、16 年 7 月 6 日は 19 万 7,000 円、同年 12 月 7 日は 20 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成15年12月1日とし、標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

A事業所における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所の納税事務の委託先であった税理士事務所が保管する申立人に係る平成15年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、その内訳は無いものの、社会保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の賞与の総支給額が申立人と同額である同僚の給料支払明細書（賞与）により、その賞与の総支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料等の額と当該同僚の給料支払明細書（賞与）の社会保険料控除額は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に36万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の賞与支払年月日については、上記所得税源泉徴収簿から、平成15年12月1日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成15年12月1日とし、標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

A事業所における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所の納税事務の委託先であった税理士事務所が保管する申立人に係る平成15年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、その内訳は無いものの、社会保険料が控除されていることが確認できる。

また、複数の同僚が所持している給料支払明細書（賞与）から推認できる厚生年金保険料及び雇用保険料の算出方法を用いて算出した申立人の申立期間に係る厚生年金保険料と雇用保険料の控除額の合計額は、上記所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料等の額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から標準賞与額25万円に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額24万円に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において推認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の賞与支払年月日については、上記所得税源泉徴収簿から、平成 15 年 12 月 1 日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から56年3月まで
② 昭和56年4月から62年9月まで

私の母親が、昭和56年4月に区役所で、私と兄の国民年金の加入手続を行い、その際に私が20歳となった54年*月から56年3月までの国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた。その納付金額について、私は承知していないが、姉から、「当時、母親が兄と妹の二人分で、37万円から38万円ぐらいを納付したと言っていたのを憶^{おぼ}えている。」と聞いている。その後の同年4月から62年9月までの保険料についても、母親が毎月又は数か月に一度金融機関で納付してくれたが、納付金額については分からない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を昭和56年4月に行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年11月頃と推認され、申立人の主張と一致しない上、推認される当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の姉から、母親が遡ってまとめて納付した国民年金保険料の金額は、申立人の申立期間①の保険料と申立人の兄の昭和48年1月から56年3月までの保険料を合わせて37万円から38万円ぐらいであったと聞いたとしているが、申立人が主張する加入手続時期には、兄の48年1月から53年12月までの保険料は時効により納付できない上、仮に申立人の主張のとおり両期間の二人分の保険料を遡ってまとめて納付した場合にも、その金額は約26万円となり、申立人の主張する金額とは大きく乖離している。

加えて、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の始期から現在所持している手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立期間は、合計96か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から56年3月まで
② 昭和56年4月から62年9月まで

私の母親が、昭和56年4月に区役所で、私と妹の国民年金の加入手続を行い、その際に私が20歳となった48年*月から56年3月までの国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた。その後の同年4月から62年9月までの保険料についても、母親が毎月又は数か月に一度金融機関で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を昭和56年4月に行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年11月頃と推認され、申立人の主張と一致しない上、推認される当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の始期から現在所持している手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一

区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間は、合計 177 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

私は、転居後の昭和62年10月に、区役所で転入手続を行い、その時、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続も行った。加入手続の際、それまで納付していなかった過去4年分の国民年金保険料を遡って納付することを申し出たが、役所から、2年分しか遡って納付することができないと言われたので、妻に2年分の保険料を遡って納付してもらった。

遡って納付することが可能な申立期間を含む2年分の国民年金保険料を妻が一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月に、国民年金の加入手続を行い、その妻が、申立人の過去2年分の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、63年10月又は同年11月と推認され、申立人の主張する加入手続時期との相違がみられる上、オンライン記録によると、推認される加入手続時期から、2年ほど遡って納付済みとされていることが確認できる。

また、前述の推認される加入手続時点において、申立期間のほとんどの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7231

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 9 月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際発行されたオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が、送付されてきた納付書により金融機関で納付していたが、納付した保険料額及び納付頻度等の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 9 月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、56 年 5 月頃と推認され、当該時点において、50 年 9 月 1 日の国民年金被保険者の資格を遡って取得したものと考えられることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間のほとんどの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該期間の一部の保険料は過年度納付により納付することが可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したことは無いと述べている。

さらに、申立人が、その主張のとおり国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期までを通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和43年*月に市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、母親が、自身の分と私の姉及び私の分を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親の国民年金手帳を見ると、昭和43年4月から44年3月までの保険料は3か月ごとに検認印が押されていること、及び私の姉の41年9月から43年3月までの保険料は、46年12月に遡ってまとめて納付したことを示す領収証書があることから、私の母親が、3か月ごとに納付するか、姉同様に後から遡ってまとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が、昭和43年*月に市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、46年4月頃と推認されること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認できること、iii) 申立人が所持して

いる国民年金手帳の発行日の欄には同年4月19日の日付の記載が確認できる上、申立人は、これまで交付された年金手帳は当該手帳のみとしていることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、前述の推認される加入手続時点において、申立人は、現年度納付、過年度納付又は第1回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人の特殊台帳及びオンライン記録において、これら納付を行った形跡は確認できない。

加えて、申立人の母親が、3か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料及び55年4月から58年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月まで
② 昭和55年4月から58年3月まで

私は、昭和54年4月頃に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、私が、加入手続時に過去の保険料を2年分遡ってまとめて納付できることを聞いたため、昭和52年度及び53年度の夫婦二人分の保険料を郵便局でまとめて納付し、54年度からは、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に毎月納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分の付加保険料を含めた国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に毎月納付していた。

元夫の申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料は納付済みになっているにもかかわらず、私のそれらの期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、最も早くても58年4月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、上述の加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間②のうち、昭和56年1月から58年3月までの定額保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人の主張のとおり、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間①以前から申立人の国民年金の加入手続時期までを通じて同一町内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録において、申立人の元夫の付加年金の加入申出の記録は確認できるが、申立人の当該記録は確認できない。

加えて、申立期間①及び②は、合計で72か月と長期間にわたっている上、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から50年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が自宅に来ていた集金人に親子4人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

国民年金保険料を一緒に納付していた父親及び母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、弟は20歳に到達した時点から保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の当該期間の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和50年5月頃と推認されることから、申立内容と一致しない上、申立人が所持している年金手帳は、その表紙の色から昭和49年11月以降に発行された手帳であることが確認できる。

さらに、申立人は、推認される加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は第2回特例納付により納付することは可能であるが、集金人は、過年度及び特例納付に係る保険料を収納することは制度上できない上、申立人から当該特例納付についての主張が無いこと、申立期間の

保険料を過年度納付及び特例納付で納付したのであれば特殊台帳は保存されているはずであるが、申立人の特殊台帳は存在しないことなど、申立期間の保険料が過年度納付又は第2回特例納付により納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和 52 年 1 月頃に、A 区役所の職員に勧められたため、同区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同区役所で 2 か月に 1 回、1 万 5,000 円ぐらいを納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和 52 年 1 月頃に、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で、2 か月に 1 回、1 万 5,000 円ぐらいを納付したと主張しているが、i) 申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、55 年 5 月頃と推認できること、ii) 国民年金の加入手続を行ったとする 52 年 1 月頃、申立人は B 区に居住していたことが申立人の戸籍の附票により確認でき、A 区役所では加入手続ができなかったと考えられる上、B 区の保険料の納付サイクルは、3 か月ごとであったことが C 市の資料により確認できること、iii) 申立人が 2 か月ごとに納付していたとする保険料額は、申立期間の実際の保険料額と大きく乖離していることから、申立人の主張と一致しない。

また、前述の推認される加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料については、第 3 回特例納付又は過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶はないと述べている。

さらに、申立人の主張のとおり申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回で、これまで交付された国民年金手帳は1冊のみとしている上、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年7月13日まで
私は、昭和19年3月31日から24年10月31日まで、A社B工場に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社B工場での勤務状況を詳細に記憶している。

しかしながら、申立人が唯一記憶している同期入社と同僚は、申立人と同様に、昭和20年8月20日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、A社B工場において申立人とほぼ同時期に資格を取得している同僚321人の記録を検証したところ、239人が申立人と同一日に資格を喪失していることが確認できることから、同社の事業主が、多くの従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人は、「終戦により、所属する部署がC業務を行えないことから、申立期間においては、臨時業務を行い短期就労として勤務していた。」と述べているところ、複数の同僚は、「申立期間当時、終戦によりD部門が無くなり、業務内容及び勤務形態に変更があった。」と回答している。

さらに、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和20年8月20日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、A社は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿以外に資料を保管しておらず、申立人の申立期間における在籍を確認することができな

い。」と回答している上、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 21 日まで

私は、申立期間①に、A社においてB職として勤務していた。また、申立期間②に、C県D市にあるE社において勤務し、F業務を行っていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿謄本により、申立人が記憶する事業所の所在地にA社の存在が確認でき、同社の元取締役は、申立期間当時、G店を経営していたと回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡している上、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C県D市にあったE社に勤務していた

と供述しているところ、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の記憶する所在地に近接する地に、E社と社名が類似するH社という名称の厚生年金保険の適用事業所が存在することが確認できたものの、同社は、昭和47年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち45年4月1日から47年9月30日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、H社は、申立期間②当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を記憶していないことから、E社に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 21 日から 48 年 2 月 21 日まで
② 昭和 48 年 2 月 21 日から 51 年 6 月 13 日まで

私の年金記録を調べてもらったところ、A国に移住する前に勤務したB社及びC社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

退職するときいずれの勤務先からも脱退手当金の説明は無かったので、制度を知らなかった私が請求するはずが無い上、私はA国人と結婚し、昭和 51 年 6 月に日本を出国しており、脱退手当金が支給されたことになっている同年 7 月 27 日には既に日本にいなかったのだから、受け取れるはずがないし、支給に関する通知も受け取った記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月後の昭和 51 年 7 月 27 日に支給決定されており、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている脱退手当金の計算の基礎となった月数、支給額及び支給決定年月日はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったものであり、昭和 61 年 3 月以前は、海外在住期間は邦人であっても国民年金法の適用除外であり、合算対象期間にもならなかったことから、通算老齢年金を受

給することができない上、現在もA国との社会保障協定は無く、同国における年金との通算もできなかったことを踏まえると、申立人が同国への移住に際して脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月頃から 3 年 3 月 1 日まで

A 社 B 支社へ平成元年 12 月頃に入社し、C 職として 5 年 7 月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る退職証明書に、同社 B 支社へ平成 2 年 12 月 7 日に入社した旨記載されていることから、申立人は、申立期間のうち同年 12 月 7 日から 3 年 3 月 1 日までの期間において同社 B 支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得し、同じ C 職であった複数の同僚は、「A 社 B 支社の入社日と厚生年金保険の資格取得日は異なる。試用期間があり D 試験合格後に加入した。」と回答している上、A 社は、「C 職は委嘱契約であり、当時は、D 試験合格の翌月から厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立人の E 健康保険組合の加入記録が厚生年金保険の記録と一致しているところ、A 社は、「厚生年金保険及び健康保険は同時に加入させていた。」と回答している。

さらに、A 社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、資格取得日が平成 3 年 3 月 1 日と記載されており、同社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び申立てどおりの届出は行っていない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月頃から20年9月頃まで

申立期間において、A事業所で正職員としてB職の仕事に従事していたが、当該期間が被保険者期間となっていない。申立期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に勤務していた上司の紹介で同事業所に勤務した。」と述べているところ、オンライン記録により当該上司が申立期間において、C共済組合及びD共済組合（現在は、E共済組合）に加入していたことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同事業所を管轄していたF局の後継であるG局（現在は、H社）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和38年12月1日であることが確認できる。

また、申立人が正職員として勤務していたと述べているところ、E共済組合は、「正職員であれば共済組合員となるが、申立人の申立期間における共済年金加入記録は資料が無いため不明である。なお、当時は在職期間が20年に満たない場合、徴収した年金掛け金については、全額退職一時金として返還しているため、年金加入期間には算入されない。」と回答している。

なお、昭和31年6月以前のE共済組合の加入期間については、組合員期間が20年未満で退職した場合、年金給付の対象期間とならないため、

退職一時金の支給決定が行われており、当該退職一時金の算定の基礎となった期間については、厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条第1項第2号の規定により、厚生年金保険の被保険者であったとみなされないこととされている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態並びに労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月頃から 48 年 3 月頃まで
私は、A社に所属し、B職を行っていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した資料及び同僚の供述から期間は特定できないものの、申立人が、A社に所属し、B職を行っていたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時にA社の社会保険事務を担当していた者は、「A社において、B職は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A社は、既に解散している上、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月頃 から 49 年 9 月頃 まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 45 年 9 月頃に入社し、49 年 9 月頃まで勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人に関する資料は残っていないと回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており照会を行うことができないことから、申立人に係る保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している複数の同僚についても、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間において、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、オンライン記録、特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間の過半を含む昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 4 月から 53 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。